

## 特定保税承認者の承認取得のお知らせ

東京税関長より、AEO制度における「特定保税承認者」として平成23年3月11日付で承認を受け、3月29日に承認通知書を受領、4月1日から平和島冷凍物流センター・大黒冷凍物流センターが特定保税蔵置場としてスタートしました。

AEO制度は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者を税関長が認定・承認する制度で、各国との間で相互認証を進めることにより、国際物流における安全確保と円滑化を図っていくものです。

昨年4月13日には東京税関長より「認定通関業者」として認定されており、「通関業務」「保税業務」の2分野においてAEO制度の認定・承認資格を有することになります。

当社は、これからも通関・運送・保管等の業務におけるセキュリティ管理とコンプライアンス体制を強化し、総合物流業者として質の高いサービスを提供し、お客様の満足度を最大限にまで高めることに努力して参ります。



承認番号 11A00303  
Authorization No. 11A00303

東関第 181 号

特定保税承認者承認通知書  
Notice of Authorization as an Authorized Warehouse Operator

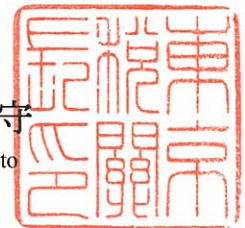
平成23年3月11日  
Date March 11, 2011

株式会社二葉

代表取締役社長 鈴木 宏 殿  
To FUTABA CORPORATION  
President and chief executive officer Hiroshi Suzuki

東京税関長  
Director General of Tokyo Customs

梅本 守  
Mamoru Umemoto



平成23年3月7日付承認申請については、関税法第50条第1項に  
規定する承認をしたので通知します。

You are hereby notified that your application for authorization dated March 7, 2011  
has been approved under the provision of paragraph 1 of Article 50 of the Customs Law.

承認期間： 平成23年3月11日 ～ 平成31年3月10日  
Period of Approval: From March 11, 2011 to March 10, 2019

(注) 承認者の住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について  
変更があった場合は、特例輸入者等承認・認定内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

Note: Any changes of your address, name or trade name, officers (including your representative), employees and  
other workers and compliance programs shall be notified, without delay, by submitting written notice of  
changes concerning AEO authorization.